

## 令和6年度 第1回静岡市国民健康保険運営協議会次第

日 時：令和6年10月15日（火）  
午後7時～午後8時30分  
場 所：静岡市役所静岡庁舎本館3階  
第1委員会室

1 開 会

2 挨拶

3 会長及び会長職務代理の選任

4 議 事

- (1) 諮問 …資料1-1、1-2
- (2) 静岡市国保の状況について …資料2
- (3) 静岡県国保運営方針について …資料3

5 閉 会

※次回会議

日時：令和6年11月13日（水）午後7時～午後8時30分  
場所：静岡市役所静岡庁舎本館3階 第1委員会室

市ホームページで委員名簿や議事録を公開いたします。  
御承知おきください。

資料 1—1

令和 6 年度 第 1 回  
静岡市国民健康保険運営協議会

答申書完成までのスケジュール

日 程	内 容
10 月 15 日（火）	第 1 回国民健康保険運営協議会（諮問）
11 月 13 日（水）	第 2 回国民健康保険運営協議会
12 月 23 日（月）	第 3 回国民健康保険運営協議会（答申の方向性決定）
1 月 21 日（火）	第 4 回国民健康保険運営協議会（答申書案の確認）
1 月 24 日（金）	答申

資料 1-2

令和6年度 第1回  
静岡市国民健康保険運営協議会

# 答 申 書

見本 (令和5年度版)

令和6年1月

静岡市国民健康保険運営協議会

令和6年1月22日

静岡市長 難波 喬司 様

静岡市国民健康保険運営協議会  
会長 石上 顕太郎

令和6年度静岡市国民健康保険料率について（答申）

令和5年10月5日付け05静保健保第2233号で静岡市国民健康保険運営協議会規則第4条第2号に基づき諮問がありました令和6年度静岡市国民健康保険料率について、当協議会において慎重な審議を行いました。

その結果について、要望事項を付し、次のとおり答申いたします。

## 記

### 1 審議結果

令和6年度の保険料率は、次のとおりとすることが妥当と考えます。

- ・医療分 据え置きとすること
- ・後期高齢者支援金分  
所得割について、現行2,30%を2,57%に改定すること  
均等割について、現行9,800円を10,500円に改定すること  
平等割について、現行7,600円を7,900円に改定すること
- ・介護納付金分 据え置きとすること

### 2 理由

国民健康保険の都道府県単位化により、市は、毎年度、静岡県に事業費納付金（以下「納付金」という。）を納めており、保険料率は納付金を納めることができるように設定する必要があります。

そこで、納付金額の推移を見ると、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行に伴う、後期高齢者医療支援金に係る納付金の増加による影響等により、納付金全体の額が増加していることに加え、静岡市国民健康保険の被保険者数の減少により、1人あたり納付金額は増加傾向にあります。

また、国は、保険料水準の都道府県単位による統一を目指しており、静岡県においても、令和12年度までに納付金ベースの統一、最終的に保険料率の完全統一を目指していく方針が示されています。現在、静岡市では基金及び繰越金を活用し、納付金を納めるために本来必要と考えられる保険料率よりも、実際の保険料率を低く抑えています。完全統一されると、基金等を活用した保険料率の抑制はできず、県が示すとおり保険料率を設定しなければなりません。

そのため、1人あたり納付金額が増加していることに加え、保険料水準統一までの期間内に、本来必要と考えられる保険料率にまで引き上げなければならないことも踏まえた検討が必要です。

そこで、

①統一までに、本来必要と考えられる保険料率にまで保険料率を引き上げること

②基金は激変緩和財源として活用し、統一までに残高をゼロとすること

③過年度保険料の還付等にあてる財源を繰越金で確保しておくこと

を前提条件とし、令和6年度、1人あたり平均3,000円引き上げるもの、2,000円引き上げるもの、据え置きとするもの、という3つのパターンで試算を行いました。

保険料率の急激な変動を避けつつ、統一直前まで基金を確保し、市民の負担及び負担感も極力小さくする視点から検討したところ、2,000円引き上げた場合、負担を将来に先送りすることなく、1人あたり納付金額の伸びに合わせた引上げであるとともに、基金を活用することで目の前の負担感にも配慮することができるため、最も妥当であると考えました。

また、後期高齢者医療支援金に係る納付金が増加していることから、2,000円の引上げは、後期高齢者支援金分に係る保険料で行うことが妥当であると考えます。

### 3 要望事項

- (1) 国民健康保険は、被保険者に高齢者や低所得者が多く、医療費に見合う保険料収入の確保が困難であるという構造的課題があることから、財政基盤のより一層の強化を図り、持続可能な制度として維持するために、国に対して、更なる公費拡充を引き続き要望していくこと。
- (2) 都道府県単位化により財政運営の責任主体が県となっていること、また、静岡県は県内市町の保険料率を統一する方針で、統一された場合、静岡市国民健康保険の保険料率が引き上げられる見込みであること等、被保険者の理解が得られるように十分な周知を図っていくこと。

令和5年度静岡市国民健康保険運営協議会委員

会 長	石 上 顕太郎	公益代表 (静岡市議会議員)
会長職務代理	栗 田 裕 之	公益代表 (静岡市議会議員)
委 員	小 泉 住 雄	被保険者代表 (静岡市自治会連合会)
委 員	荒 尾 浩 子	被保険者代表 (公募委員)
委 員	大 石 泰 子	被保険者代表 (公募委員)
委 員	望 月 和 義	被保険者代表 (公募委員)
委 員	福 地 康 紀	保険医代表 (一般社団法人静岡市静岡医師会)
委 員	望 月 篤	保険医代表 (一般社団法人静岡市清水医師会)
委 員	田 村 史 之	保険医代表 (一般社団法人静岡市清水歯科医師会)
委 員	河 西 きよみ	保険薬剤師代表 (一般社団法人静岡市薬剤師会)
委 員	高 木 強	公益代表 (静岡市議会議員)
委 員	大 石 直 樹	公益代表 (静岡市議会議員)
委 員	田ノ下 倫 正	被用者保険等保険者代表 (静岡県自動車販売健康保険組合)
委 員	永 井 成 司	被用者保険等保険者代表 (静岡県金属工業健康保険組合)

資料2

令和6年度 第1回  
静岡市国民健康保険運営協議会

# 静岡市国保の状況について

---

令和6年10月15日

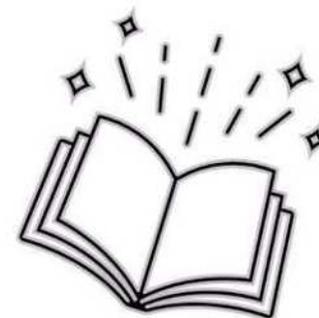
静岡市保険年金管理課



# 目次

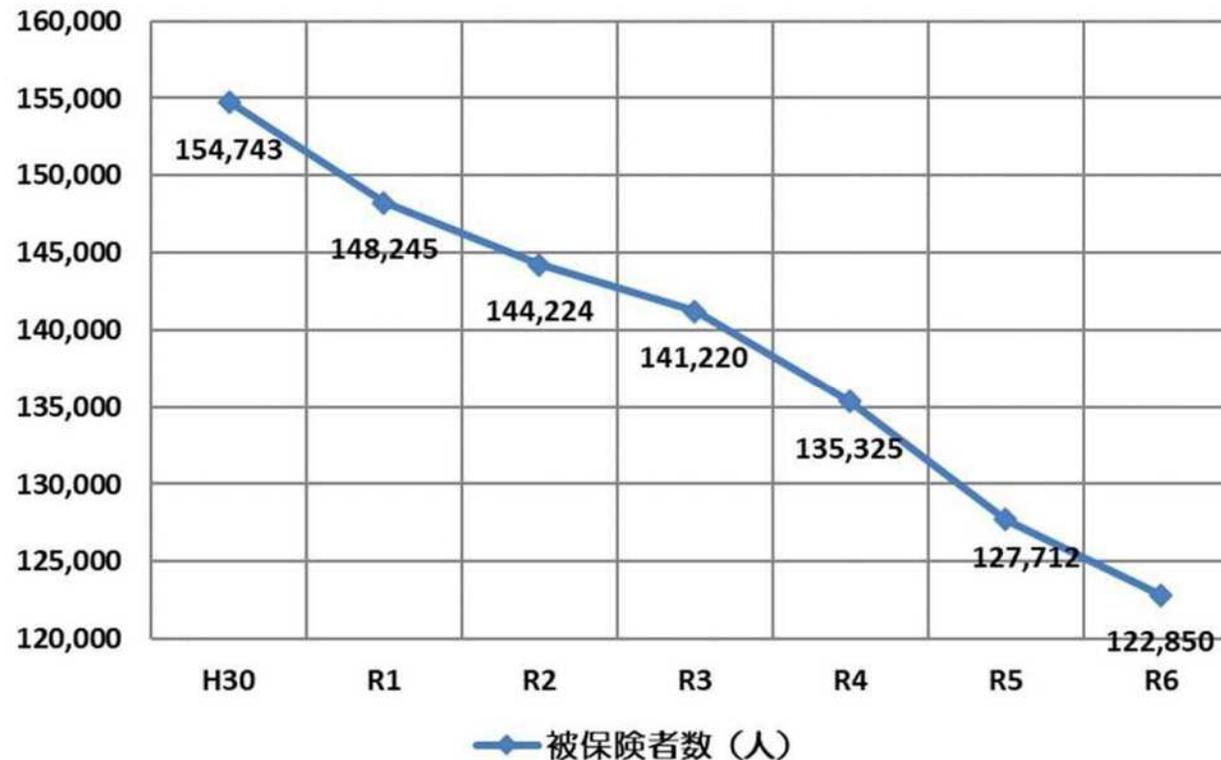
---

被保険者数の推移	・・・P1
1人あたりの医療費の推移	・・・P2
1人あたりの保険料の推移	・・・P3
所得段階別の世帯数及び年齢別の被保険者数	・・・P4
年度末基金保有額の	・・・P5
令和5年度国保事業会計の収支	・・・P6、7



# 被保険者数の推移

※年度平均被保険者数  
(令和6年度は8月末時点被保険者数)

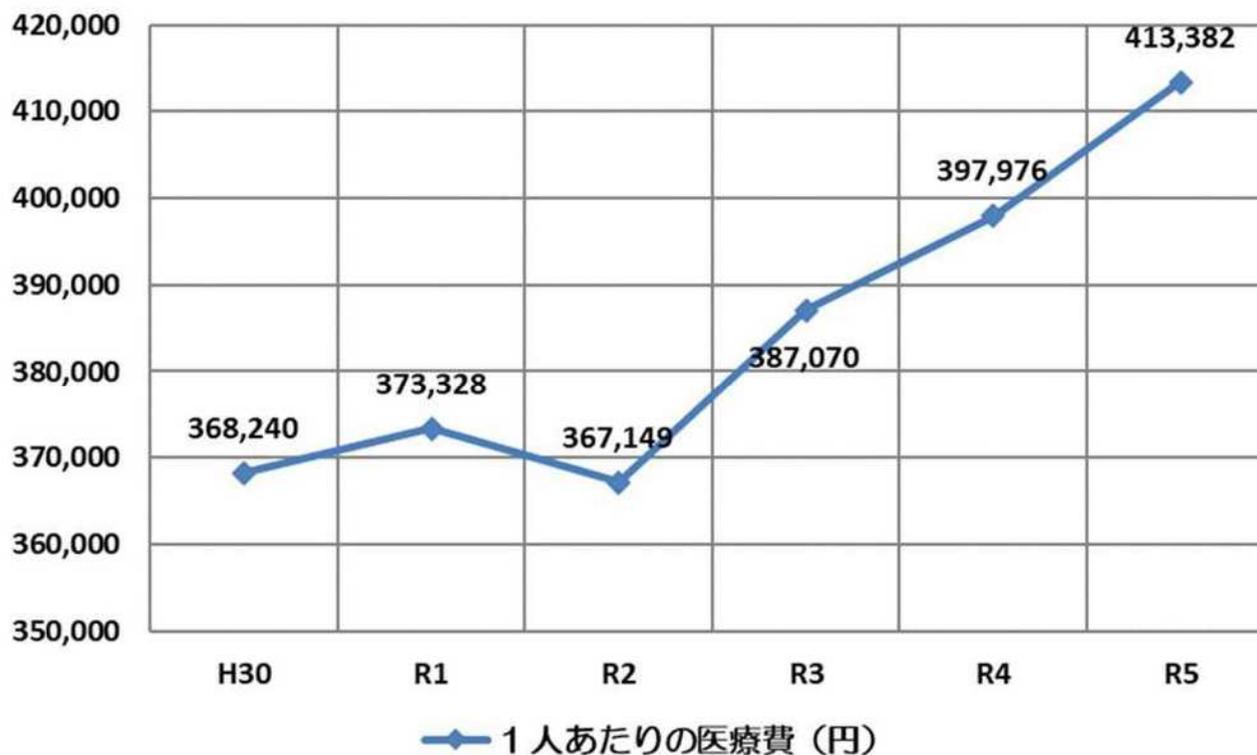


後期高齢者医療制度への移行者数の増大等の影響により、被保険者数は減少している

(出所) 国民健康保険事業状況報告書 (事業年報)

# 1人あたりの医療費の推移

※費用額÷年度平均被保険者数

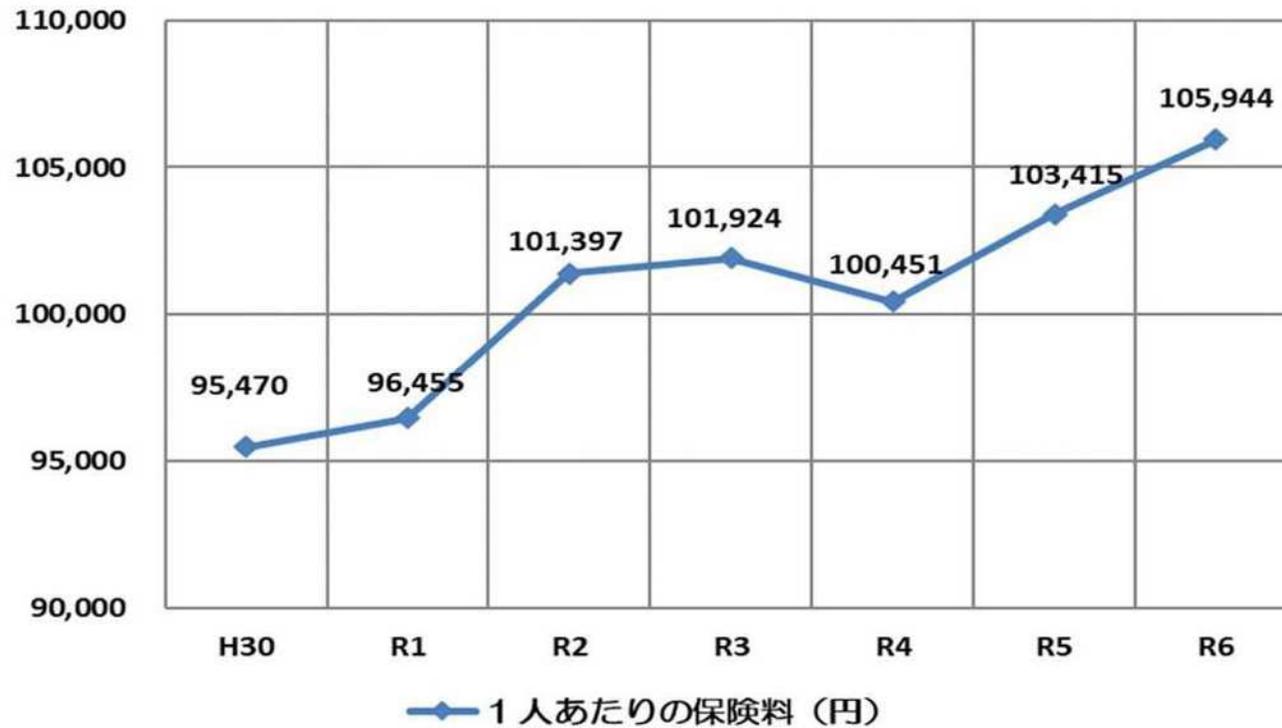


医療の高度化や高齢化による医療機会の増加により、1人あたりの医療費は増加している

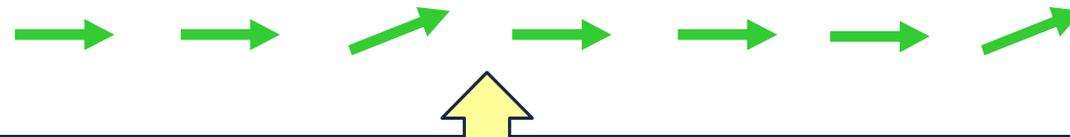
(出所) 国民健康保険事業状況報告書 (事業年報)

# 1人あたりの保険料の推移

※現年度分保険料調定額÷年度平均被保険者数  
(R6は当初賦課時点)



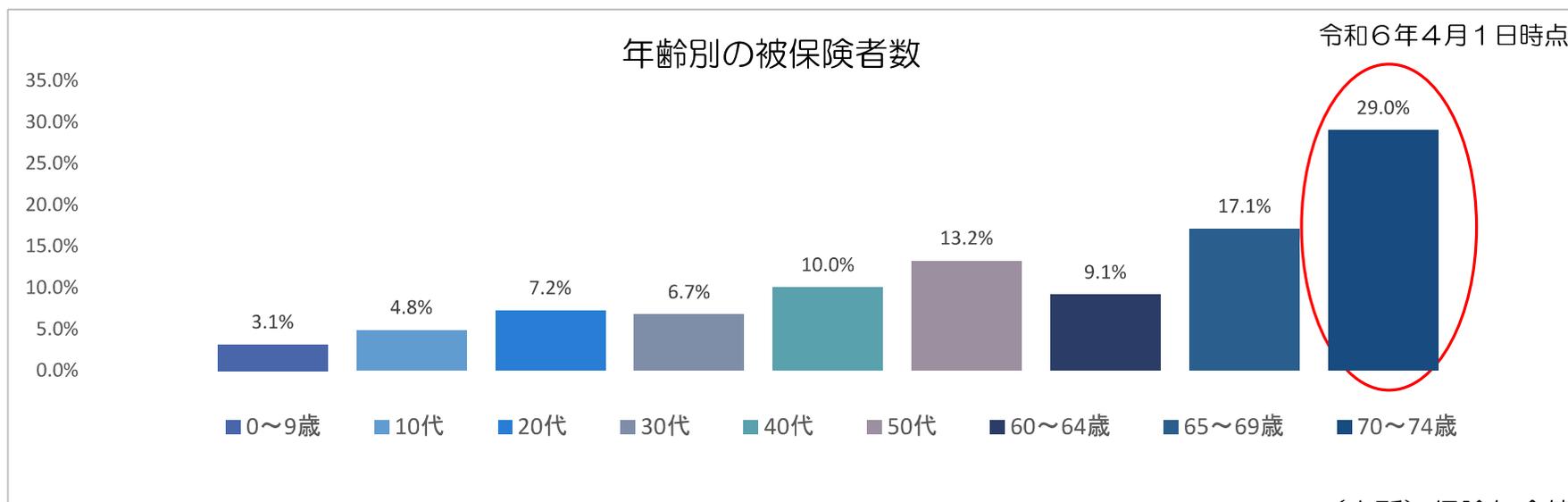
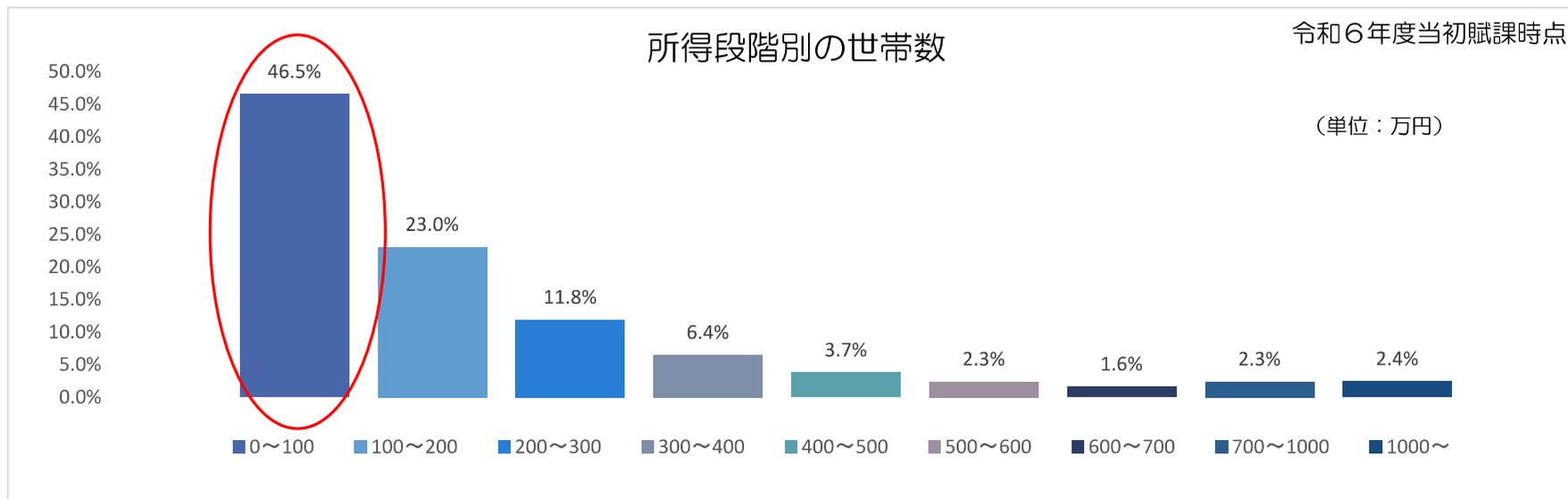
保険料率



令和2年度の保険料率引き上げ以降、同水準で推移していたが、令和5年度以降増加している。  
※据え置きでも年度ごとに金額の差が出ているのは、年度によって保険料調定額や被保険者数が違うことによるもの。

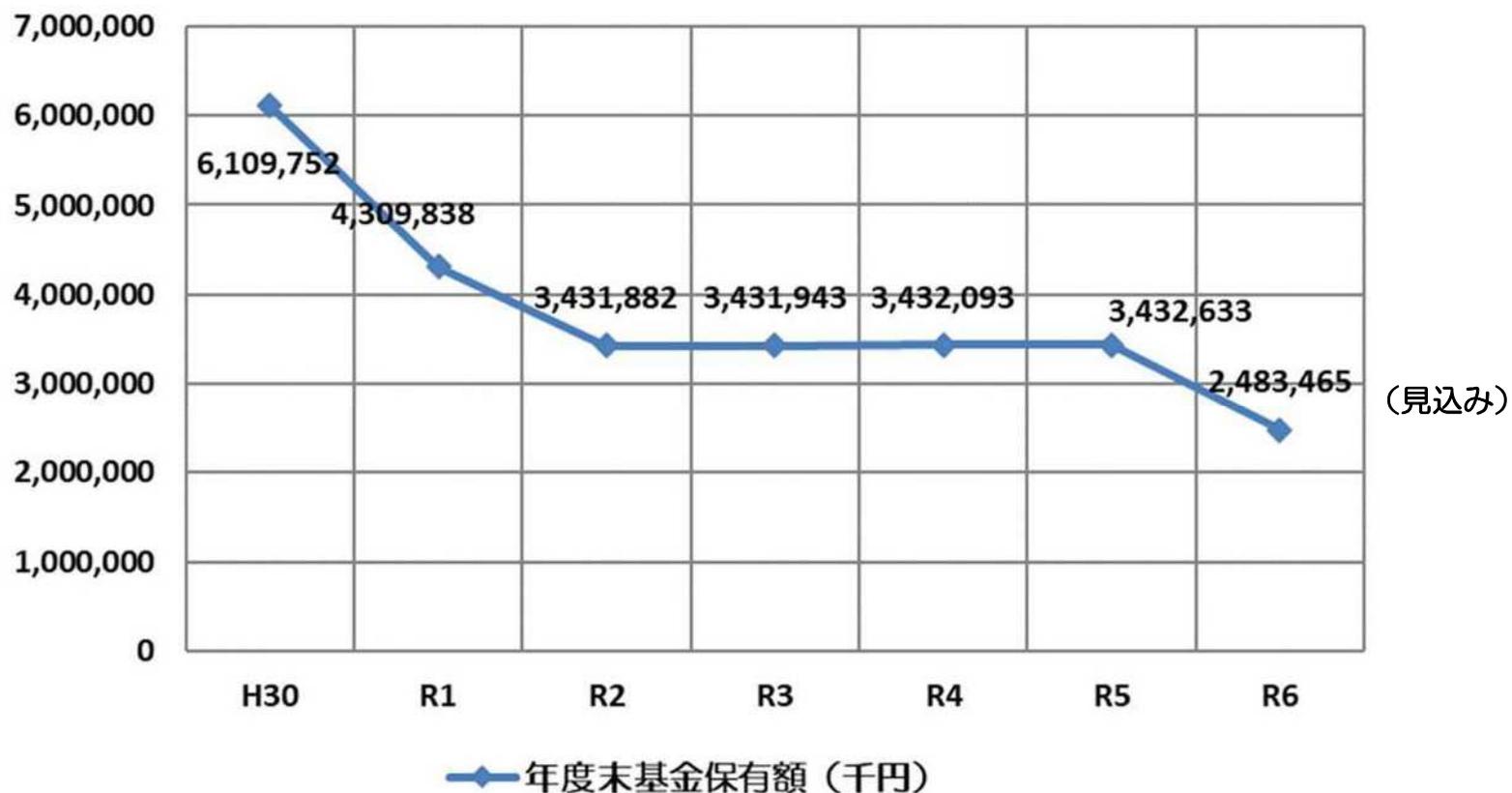
(出所) 事業年報及び保険年金管理課調べ

# 所得段階別の世帯数及び年齢別の被保険者数



(出所) 保険年金管理課調べ

# 年度末基金保有額の推移



国保財政の健全な運営のため、基金を計画的に活用している

(出所) 保険年金管理課調べ

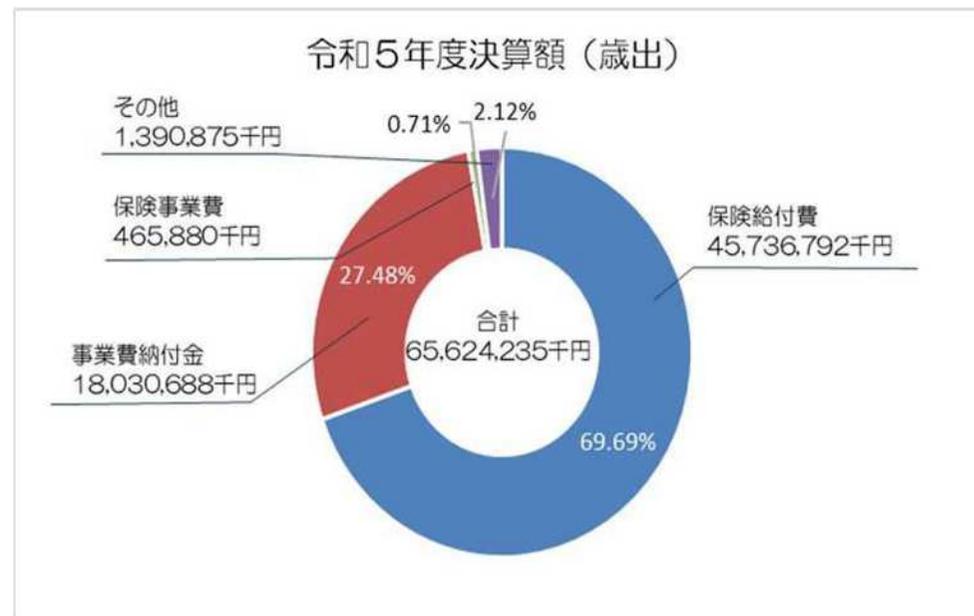
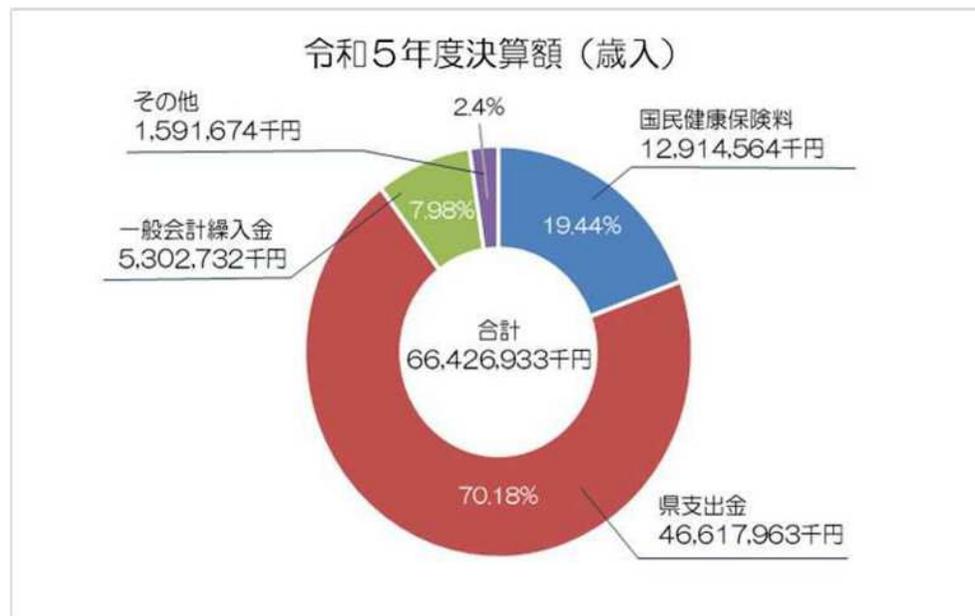
# 令和5年度国保事業会計の収支

(単位：千円)

収 入		
科目		R5決算額
経常 収入	1 国民健康保険料	12,914,564
	2 国民健康保険税	414
	3 一部負担金	0
	4 使用料及び手数料	0
	5 国庫支出金	2,321
	6 県支出金	46,617,963
	7 財産収入	540
	8 繰入金中、一般会計繰入金	5,302,732
	10 諸収入	274,923
	<b>経常収入の合計①</b>	
経常 外 収入	8 繰入金中、基金繰入金	0
	9 繰越金	1,313,476
	経常外収入の合計	1,313,476
<b>歳入合計③</b>		<b>66,426,933</b>

支 出		
科目		R5決算額
経常 支出	1 総務費	1,080,321
	2 保険給付費	45,736,792
	3 国民健康保険事業費納付金	18,030,688
	4 共同事業拠出金	2
	5 財政安定化基金拠出金	0
	6 保健事業費	465,880
	8 公債費（繰上償還を除く）	0
	9 諸支出金	310,012
	10 予備費	0
	<b>経常支出の合計②</b>	
経常 外 支出	7 基金積立金	540
	8 公債費（繰上償還）	0
	経常外支出の合計	540
<b>歳出合計④</b>		<b>65,624,235</b>

# 令和5年度国保事業会計の収支



実質収支(③-④) 802,698 千円

実質単年度収支 (①-②) ▲ 510,238 千円

実質収支は黒字だが、繰越金の収入や基金積立金の支出を含んだものであるため、これらを除いた実質単年度収支は赤字となっている。

(出所) 保険年金管理課調べ

資料3

令和6年度 第1回  
静岡市国民健康保険運営協議会

## 【報告事項】

# 静岡県国民健康保険運営方針 (令和6年度～令和11年度)

令和6年10月15日

静岡市保険年金管理課

# 目次

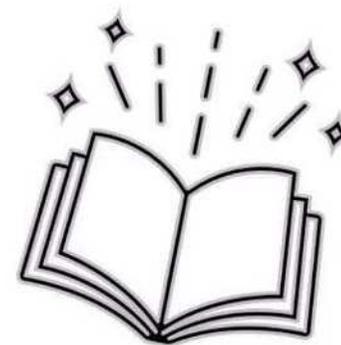
---

静岡県国民健康保険運営に当たっての連携体制 . . . P1

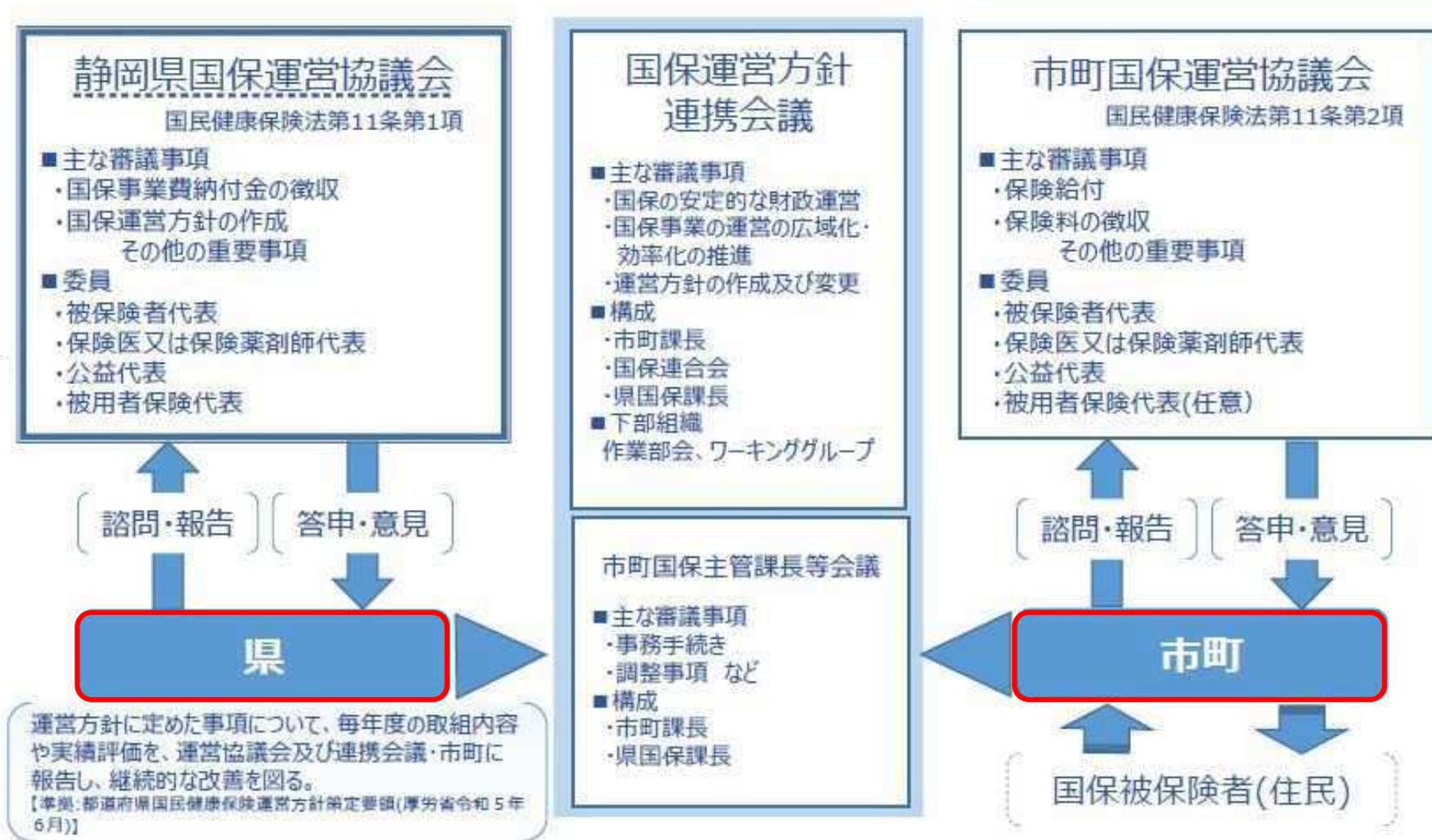
静岡県国民健康保険運営方針とは . . . P2

改定のポイント①  
納付金及び標準保険料率の算定方法について . . . P3

改定のポイント②  
保険料水準の統一についての考え方 . . . P4



# 静岡県国民健康保険運営にあたっての連携体制



出典：静岡県国民健康保険運営方針連携会議資料

# 静岡県国民健康保険運営方針とは

項目	内容
趣旨	<p>○県が市町とともに行う国民健康保険（以下「国保」という。）の安定的な財政運営並びに国保事業の広域化及び効率化の推進を図るために、県が策定する国保事業の運営に関する方針である。</p> <p>○県は市町とともに、運営方針を基に、2018年度からの新たな国保制度を将来にわたって持続可能で、県民が安心して医療を受けられる制度とするよう取り組む。</p>
位置付け	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の2に基づく。
対象期間	2024（令和6）年4月1日から2030（令和12）年3月31日までの6年間 ※3年を目途に中間見直しを行う。

保険料水準の統一に向けた取組を一段と加速化させるための期間



出典：静岡県国民健康保険運営方針（和暦を補記）

# 改定のポイント①

## 【保険料の標準的な算定方法と保険料水準の統一】

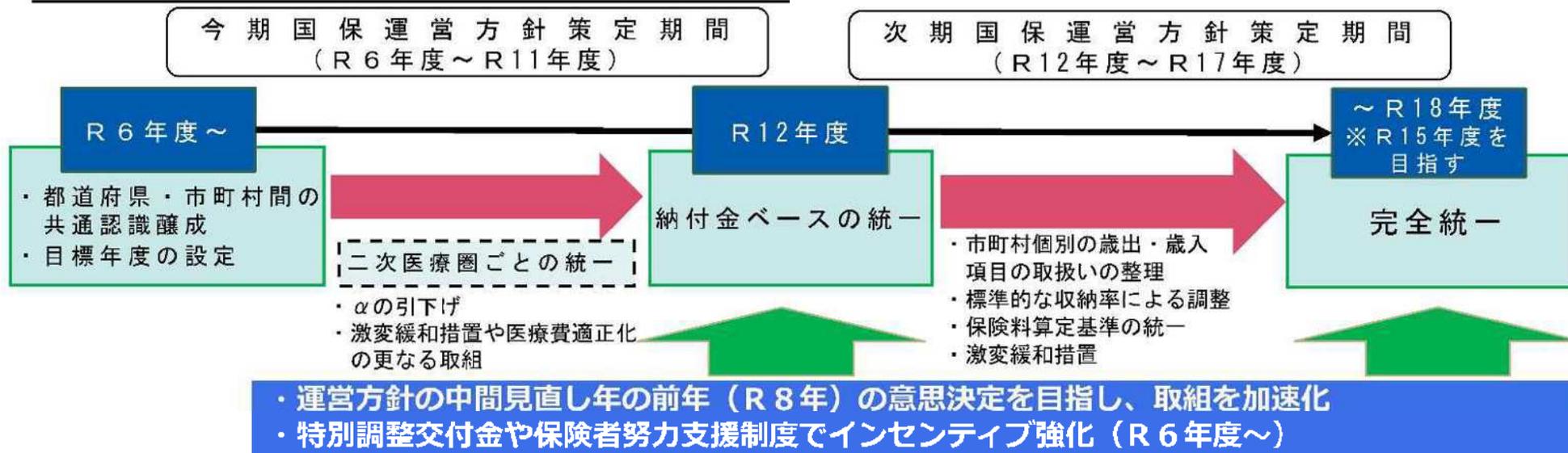
項目	内容																
概要	<p>○納付金及び標準保険料率の算定方法</p> <p>令和7年度納付金から医療費指数反映係数である<math>\alpha</math>の値を段階的に引下げ、令和11年度納付金から「<math>\alpha=0</math>（納付金ベースの統一）」を目指す。            （<math>\alpha</math>＝医療費水準をどの程度各市町村の納付金に反映させるか調整する係数）</p>																
年次計画 （案）	<p>○令和6年度算定から、<math>\alpha=0.2</math>ずつ引き下げる。  <math>\alpha</math>を毎年0.2ずつ引き下げ、運営方針の適用期間内の5年間で0にする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>算定年度 （納入年度）</th> <th>R5 (R6)</th> <th>R6 (R7)</th> <th>R7 (R8)</th> <th>R8 (R9)</th> <th>R9 (R10)</th> <th>R10 (R11)</th> <th>R11 (R12)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>\alpha</math></td> <td>1</td> <td>0.8</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> <td>0.2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"> </p>	算定年度 （納入年度）	R5 (R6)	R6 (R7)	R7 (R8)	R8 (R9)	R9 (R10)	R10 (R11)	R11 (R12)	$\alpha$	1	0.8	0.6	0.4	0.2	0	0
算定年度 （納入年度）	R5 (R6)	R6 (R7)	R7 (R8)	R8 (R9)	R9 (R10)	R10 (R11)	R11 (R12)										
$\alpha$	1	0.8	0.6	0.4	0.2	0	0										
財政支援 （案）	<p>○県繰入金特別交付金（2号繰入金）の配分を調整し、財政支援を実施</p>																

## 改定のポイント②

### 【保険料の標準的な算定方法と保険料水準の統一】

項目	内容
概要	<p>○保険料水準の統一についての考え方</p> <p>統一の第一段階として、令和12年度の「納付金ベースの統一」を目標とする。            統一の第二段階として、「標準保険料率の統一（一本化）」を経て、最終段階の「完全統一」を目指す。</p>

### 保険料水準の統一のスケジュール



出典：厚生労働省「保険料水準統一加速化プラン」概要